

**鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査要領**  
(平成27年度に計画策定補助を開始する事業分)

**1 審査方法**

- 申請書類及び公開プレゼンテーションにより選考

計画策定の審査においては、申請書類を基に書類審査を行い、概ね8団体（県課題提示コース4団体、民間課題提示コース4団体を目安とする。）を選考し、選考団体を対象に公開プレゼンテーションを行って、最終的に4団体を採択する。

事業実施の審査においては、計画策定の審査で採択された団体について、計画策定後、事業毎に公開プレゼンテーションを行い、各事業実施の採択の可否について審査する。

**2 審査する上での着眼点**

- 書類審査については別紙審査表(1)、公開プレゼンテーション審査のうち計画策定補助については別紙審査表(2)、事業実施補助については別紙審査表(3)のとおりとする。  
なお、採点にあたっては、県の担当課から提出された意見も参考とする。

**3 審査基準及び方法**

**(1) 書類審査**

①審査項目及び評価基準

別紙審査表(1)に基づき、次の基準により評価。(審査表(2)、(3)についても同じ)

- 「5点:よくできている」・・・ 審査表の視点欄に示されていることが認識できるものであり、当事業の趣旨の実現が十分に見込める。
- 「4点:まあまあできている」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現がある程度見込める。
- 「3点:普通」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがある程度認識でき、当事業の趣旨の実現に課題も見受けられるが、実施にあたり改善することで概ね対応できる。
- 「2点:あまりできていない」・・・ 審査表の視点欄に示されていることが認識できない部分が多く、当事業の趣旨の実現に課題が多い。
- 「1点:できていない」・・・ 審査表の視点欄に示されていることがほとんど認識できず、当事業の趣旨の実現が概ね困難と見込まれる。

②加重評価

以下の項目については加重評価を行う(カッコ内は加重割合)。

- 県と協働・連携して取り組む必要性(効果性) (2倍)
- 発展性・モデル性 (2倍)

**(2) 公開プレゼンテーション**

①計画策定補助

別紙審査表(2)に基づき、審査に参加した審査員全員の個別の評価点を集計し

た合計を平均し、総合点として順位を付ける。加えて、審査員ごとの評価点の順位による順位点を集計した順位を参考として、審査員の合議により総合的に判断し各事業を順位付けする。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）

#### ②事業実施補助

別紙審査表（3）に基づき、審査に参加した審査員全員の個別の評価点を集計した合計を平均し、総合点とする。総合点を基にして、審査員の合議により総合的に検討し、事業実施を認めるか判断する。

なお、加重評価については以下のとおりとする。

- 県と協働・連携して取り組む必要性（効果性）（2倍）
- 発展性・モデル性（2倍）
- 継続性（2倍）

## 4 事業採択

### (1)書類審査

書類審査に当たっては、別に書類審査を行い、総合点が60%以上のもののうち、「県課題提示コース」、「民間課題提示コース」それぞれ上位から4事業ずつを目安に書類通過事業とする。

- ・県課題提示コース・民間課題提示コースのそれぞれの上位4団体の選考にあたってはテーマの重複は考慮しないこととする。（例1）
- ・県課題提示コース・民間課題提示コースそれぞれにおいて、60%の得点を超える4団体に満たない場合は、不足分だけもう一方の枠を増やすこととする。（例2）

例1) 県課題提示コースで、60%以上の得点を得たが団体が4団体以上あるが、いずれも同一テーマだった場合  
民間課題提示コース・・・6件  
県課題提示コース・・・6件（すべて同一テーマ）  
※この場合、民間課題提示コース4件、県課題提示コース4件を書類通過事業とする。

例2) 一方の事業に、60%以上の得点を得た団体が4団体未満だった場合  
民間課題提示コース・・・10件  
県課題提示コース・・・1件  
※この場合、民間課題提示コース7件、県課題提示コース1件を書類通過事業とする。

### (2)計画策定補助

計画策定補助事業の採択に当たっては、総合点が60%以上の事業を対象に、県課題提示コース・民間課題提示コースそれぞれの総合評価の上位から順に各2団体を目安に採択事業として決定する。

- ・ 県課題提示コース・民間課題提示コースそれぞれにおいて、60%以上の得点の団体が2団体未満の場合は、不足分だけもう一方の枠を増やすこととする。  
(例)

例) 一方の事業に、60%以上の得点を得た団体が1団体しかなかった場合  
民間課題提示コース・・・4件  
県課題提示コース・・・1件  
※この場合、民間課題提示コース3件、県課題提示コース1件を採択する。

※ なお、得点順によると県課題提示コースにおける同一テーマであって同様の内容の事業を採択することとなる等採択事業が類似の内容となってしまう場合には、得点順にかかわらず、審査会において採択事業の調整を行うことができる。

### (3) 事業実施補助

事業実施補助事業の採択に当たっては、総合点が80%以上となった事業を採択事業とする。

## 5 審査に関する公正の確保等

審査会の審査員は、応募者・団体（その構成員を含む。）と直接の利害関係があるときは、審査会において自らその関係について申し出るものとし、審査に参加することができない。